

## 平成17年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 平成17年8月24日(水)午後3時00分～5時15分  |
| 場 所 | 石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室   |
| 出席者 | 佐藤会長、石黒副会長、越智委員、糟谷委員、桑島委員、佐藤(寿)委員、志摩委員、辻委員、椿委員、服部委員、羽田委員、松尾委員<br>(高橋委員、中島委員、細川委員は欠席)  |
| 傍聴者 | 3人  |
| 議 題 | 平成16年度市民参加手続の実施・運用状況について  |
| 資 料 | 資料1 平成16年度における市民参加手続の実施・運用状況について(答申書検討案)<br>資料2 第2次市民参加制度調査審議会提言事項に係る論点整理について<br>資料3 これまでの答申及び提言に関する取組み<br>資料4 第2次市民参加制度調査審議会における主な発言<br>資料5 委員、傍聴者からの意見・感想について |

### 1. 開会

佐藤会長：それでは今年度第2回目の石狩市市民参加制度調査審議会を始めたいと思います。お手元に資料がございますが、最初に資料1の説明をいただいて、それから資料1について検討していきたいと思います。この資料は答申書の検討案でございます。それでは事務局の方から説明をお願いします。

### 2. 資料説明

事務局(加藤課長)：資料の説明に入る前に、前回7月中に審議会を開催するという形で進めておりましたけれど、事務局側の調整が十分出来ず大変遅くなったことをお詫びしたいと思います。それでは資料1の平成16年度におけます市民参加手続の実施運用状況、答申書の検討案という形で示しております。答申に向けての検討項目を2点にしぼり整理してみました。1点目につきましては1番の市民参加手続の実施運用状況についてであります。これは5月26日に諮問しました資料の中でも示しておりますとおり、昨年は16回のパブリックコメント中、半数の8回について意見がなかったということを踏まえまして、パブリックコメントの活性化に向けた取組みが必要だと下線を引いていますが、その部分について、特にご意見をいただきたいと考えています。また16年度も市民参加手続を行わなかった事例が1件あったということで、職員研修の徹底の必要が特に考えられるということで、この2点を考えています。

また、大きな2つ目としましては、市民参加手続に関する情報提供について、これは諮問の資料の10ページから13ページに昨年1年間の状況が出ていますが、開催予定日の公表が遅れたものや、開催日直前になってから残念ながら公表したという例が何点か見受けられま

した。この部分につきましては、いわゆる市役所側で本当に市民の意見を聴こうとする機運があるのか、いわゆる市民参加に不可欠な情報の公表を、いわゆる市民参加の本質といえますか、そういう部分を再認識する必要があるのではないかという形で、この2点に絞って整理してみました。

### 3. 議事

○佐藤会長：はい、ありがとうございます。それでは、まず最初に1番目の市民参加手続の実施運用状況についてでございますが、基本的にパブリックコメントについて答申をすることについてはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは今事務局の説明にございました、いかにしてパブリックコメントを活性化するかということでございますけど、これについて何かご意見ございますでしょうか。それからお手元にですね、今日欠席の志摩委員からの書面による意見がございます。全庁的な立場でパブリックコメントを推進調整する専門部署を設置してはどうかといったような意見でございますけど、これらを参考にして何かご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ服部さん。

○服部委員：前に「マンガで見る市民の声を活かす条例」というようなパンフレットを作って配られたと思うのですが、また新しく市民が増えるので何かそういうような、見て分かるような1枚ものでも良いと思うのですが、何かパンフレットの的なマンガ的な、分かりやすい何かそういうものを広報なり別仕立てでも良いですから作ったら良いのではないのでしょうか。

○佐藤会長：これは何か合併によって、そういった広報、これパブリックコメントに限らず、市民参加全体ということだと思うのですが、それについて広報する予定はございますでしょうか。

○事務局(加藤課長)：今考えられていることはですね、合併という部分が控えていますので、10月に入りましたら、いわゆる厚田村・浜益村の自治区のほうで、石狩の独自の制度を説明する機会を設けようかなということは考えていますが、いわゆる石狩市民といえますか、その部分について現時点では、特段にそういう計画は持ってありません。

○越智委員：前にも申しましたけれど、パブリックコメント、要するに何々についてということで公開しますよね、ところがそれを書くまでに勉強しなければならないのですよ、はっきり言って。それは情報公開もしているだろうけど、まずそれが大変だと。それから文章を書けるということは素晴らしいことなのですが、なかなか対応できる人がいないということです。ですから、もしこれを変えてやろうとすれば、例えば何々についてで良いですから、それについて簡単なアンケート形式にして、なおかつご意見はいかがでしょうか。×でも良いです。それで最後に意見のところを重視するという手法を考えたらどうかと、その方が何かやっていて最後にご意見なければなりませんし、あれば一言書いてくれる。こういう方法でしかとりあえずないのではないのかなと、この間から思っているのですけどね。

○佐藤会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。私もどちらかというと、そういうパブリックコメントをやる際、アンケート的なものを作ってそれにプラスして意見を書く欄

を作れば良いのではないかなと思っておりましたが。ちょうど越智委員から出ましたから良いアイデアではないかなと思います。その他、何か本当にこういうのがあれば、パブリックコメントを出せるのになあというのはございますでしょうか。例えば、ホームページを使って今言いましたアンケートふうのそういったものを出すというのはどうなのでしょうかね。ただ、ホームページのほうは市民が答えるのか、そうでない人が答えるのか、なかなか判然としないという問題がありますので、そこをどうクリアするか。いわゆる市民でなくても石狩市の政策を良い方向に持っていこうというのだから良いと考えるのか、それともあまりにも無責任といいますが、そういうことになってしまうと困るので、やはりある程度は市民に限定した意見ということにするのか。そのへんが1つの分かれ目になるかと思うのですが。

○辻委員：はい、答申書の素案の1についてはこの審議会の役割であります16年度の実施状況の評価ということですから、事実としてはまさにこのとおりです。結論は評価としてはこれで良いのだらうと思います。でもですね、ごめんなさい何か物足りないのです。というのは、私のだいぶ前からの持論にこだわるような感じで申し訳ないのですが、「16回のパブコメのうち半数の8回がゼロであり、したがって活性化に向けた取組みが必要であると思う。」と答申をすることが、言うところの「市民参加制度を進化させる」という面からいうと、当審議会の役割を果たしているということになるのかなあという点が、非常に疑問というか物足りない気がします。

違う言い方をしますと、この結論は審議会を開かないと出せない結論なのか、そして結局は職員の意識向上、職員研修という決まり文句だけが出て参ります、勿論それも大事なのですけれど、今までの議論や過去の答申の中にもっと別の観点から具体的な問題提起や改善策のアイデアがあったと思うのです。現に今もホームページの活用であるとか、アンケート方式ですとか、いろいろなアイデアが出ているわけです。それから例えば特定の問題について、直接利害に関わる人にアンケートというかパブコメしてみるといろいろな考え方が今まで出ていたと思うのです。答申は評価だから、それらの意見は答申に盛らないのか、パブコメの反応が8回がゼロだからだめでしたよということだけをただ繰り返していくのか、という問題提起を私は随分前からしていたと思うんですよ。ただ既に答申の素案が出された現段階で、またその具体案に戻ってやるのかという話になりますと、運営のスケジュールもあるのでしょうけれど、それにしてもその点が何か物足りない。非常に悪意のある言い方を許していただきますと、行政の方では当審議会に対してですら手続としての存在以上の期待はしていないのではないかと。それなら市民参加の進化などはおぼつかない。すこし寂しい気がします。多分、私は今回が当審議会に参加する実質的な最後になると思いますので、脱線かもしれませんがあえて感想としてそんなことを申し上げさせていただきました。したがって、この素案を全く白紙にして議論し直そうという気持ちは持ってありませんが、あえて感想として申し上げさせていただきました。

○佐藤会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

○越智委員：よろしいですか。パブリックコメントはどうしてもやらなくてはいけないもの

なのだろうか、どうしてもそれをやらなくてはならないのだという何かがあって、それに基づいてやるなら議論の余地があるかと思えますけど。私がパブリックコメント非常に難しいというのは、しなくてもいいものであればなくてもいいと思います。辻委員が言われるように、それよりいろいろな利害関係だとかあるところの人と話すことによって、それをとらえただけでも良いような気がするんですけどね、何かありますか。

○事務局(加藤課長)：市民からの意見を聴く方法の1つとして、例えば審議会もありますし、例えばワークショップという方法もありますし、皆さんにいろいろと意見をいただいているパブリックコメントですとか、いわゆるいろいろな選択肢があると思います。

○越智委員：選択肢の1つなのですね。

○事務局(佐々木部長)：今の説明に付け加えますと、例えば利害関係を持っている方がはっきりここにいるよ、ということが分かればですね、当然そこに行って説明なり懇談なりさせていただくのが基本なのですが、ただそういったような場をセットして何かをやるといったようなときには、なかなか意見があってもその場には行けないという方もいらっしゃるわけです。ですから、それと同時に行政の方からは、利害関係を持っている人がここにいるということが必ずしも分かっていないというケースもいっぱいあるわけで、そういった場合パブリックコメントであれば、一定期間内であれば時間に関係なく、文章を書くという手間はありますが、意見があれば意見を出せるといったような利点がありますので、それでそれ以外の例えば利害関係のある人との懇談みたいな、それ以外の方法で意見を聴かない場合は、パブリックコメントをやりなさいよというのが、今の基本的なルールになっております。

○辻委員：今のご説明非常に良くわかります。ルールとしてそのようになってから、したがって、運用状況の評価ということになるということですね、これ仕方ないというか止むを得ない。だからその点は、答申としては異論をはさむという気はないのです。ただですね、今も具体的なアイデアみたいのが出ています。また志摩委員からペーパーとして出されているのは、第1次答申で答申したことを実施してくださいということです。それらをすっかりこっちに置いてしまって、「この点が問題でした」というだけで良いのだろうか。先ほど物足りないと言ったのは、その繰り返しをしても仕方がないのではないかとということです。

ただ、おそらくこれからですね、いろいろなアイデアを議論することは時間的に無理でしょうから、評価は評価として答申する。あえて先ほど感想として言ったように、今までもいろいろな意見が出ていますし、審議委員の皆さんもいろいろなアイデアをお持ちになっているいろいろな形で述べられてきている。それをどうぞもう1回きちんと整理してですね、そして次年度の審議会にでも検討して具体的にこうしようというものを、作りあげていかないと駄目だと思います。なんでも全部職員の意識だと言っていただけでは、本当に市民参加が浸透、定着していくという点ですごく疑問に感じています。ちょっと長くなりました、ごめんなさい。

○佐藤会長：ありがとうございます。今、辻委員のおっしゃった提案全くそのとおりでございまして、ここに、今日出されています検討案の中で2重下線が引かれています所は、まさ

にこういうので良いのかどうかということ、事務局としても考えておられるので付け加えられるなり、あるいはもっと異なる表現なり、そういったものが必要だということでございますので、それは新たに付け加えるのは一向に構わないと思っています。今辻委員から出されましたように、既に第1次のこの委員会で、建議の中にパブリックコメントの内容を簡単にして広く問いかけるだとか、それから今日志摩委員から出されておりますような、専門部署の設置ですとか、あるいは今辻委員からお話がありました、関係する団体に個別にいろいろな意見を聴取するといったようなことが既に出されておりますので、そういったことを踏まえての答申ということにならないと辻委員がおっしゃるように、どうも上手くいかないというかまずいと思います。

1つの方法としましては、今いくつか私も含めて出しました。私の場合こうしろというより、どうなのかなということだったのですけども、そういう具体的な事柄をおりこんでパブリックコメントの手続きの活性に向けては、かくかくしかじかというような取組みをなさないとというふうに書き込んでいくのが1つあるかと思えます。

それからもう1つは、既に辻委員が何度もご議論いただきましたように、このパブリックコメントにつきましては第1次審議会の答申・建議でも出されておりますので、その実施状況が必ずしも好ましいものではないといったような評価を出す。それは第1次審議会での建議というもので、それにさらに付け加えてなにかパブリックコメントのやり方について付け加えるというのはなかなか難しいような気がしますので、むしろその中身を書くよりも、第1次審議会での答申・建議が十分に実施されていないことが、非常に不十分であるといったような内容の答申をするというのと2通りあるかと思えますが、このへんいかがでしょうか、辻委員。

○辻委員：僕は、現実的なこの場の処理としては、会長がお示しされた2つ目の方に、処理としては賛成です。それからおそらく事務局の方も、ここでいろいろなアイデアが出て、またそれで、さらにもう2回3回やり、早急に素案を作り直さなくてはいけない。この期におよんで、それは現実問題として難しいかなという感じします。ですから、皆から出た具体的な意見ですとか、それから私が感想として述べたことも、もし活かしていただければ、会長がお示しいただいた第2案の中で、ある意味では救済していただくということによろしいのかとそんなふうに私は判断します。

○佐藤会長：はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。はい、椿さん。

○椿委員：パブリックコメントの応募がゼロだったということがあってもこれはしょうがないことだと思うのです。案件によって生活との密着度といいますか、それによって反応というのが明らかに違うのが当然だと思うのです。問題は応募がないからいらぬのだということになってはいけない。やはり制度として決めたものについては、あくまでも確保して、多い少ないというのはともかくとして、制度としては確保する必要があると思うんです。あと、活性化に向けてどういう取組みが必要かということになってくると、これは各論

でかなり細かな話になってしまうので、今議論しても始まらないと思いますので、答申としてはこういう格好でされて私はいいと思います。

○佐藤会長：第2案といいましょうか、その第1回の建議を充分に実行するように、あるいは実行していないのは残念であるといったような、書き方のほうがよろしいとそういうことです。他にいかがでしょうか。

○松尾委員：先ほど皆さんのご意見でも出ていたと思うのですが、結局パブリックコメントというのは、市民参加手続の中のおくまで1つの手法なので、これが例えば出なかったら駄目かというのはそうでなくて、その前の段階で市民の方の声が例えば反映されていって、あとは他の方が興味がない案件とかだったらゼロというのも別にあっていいと思うんですよ。そういった意味で例えば市民参加の手続きをするときに、パブコメ以外の手法で、もうちょっと効果的に市民の方の意見を聴けるのがあれば、そっちの方が相応しいのですから、そういうようなやり方を考えてみるというのが1つあると思います。

あと、する場合においては、やはり例えばそれこそマンガですか、導入部分をちょっと興味をもっていただくとか、あとはなかなか文章にして書くのが難しいという場合には、専門部局を例えばこれから設けられるのでしたら、お話をお聞きして、それをこういう形に文章化してあげるといいますかね、そういった対応なんかがあれば、ちょっとは違うのかなと思ったりします。

○佐藤会長：はい、ありがとうございます。

○事務局(加藤課長)：何点か皆様からご意見いただきまして、この下線の部分につきましては、会長からもおっしゃっていただきましたけども、皆さんの意見を聴きながら、今後また、表現を直していきたいと事務局では考えております。それと今日提出しております、資料3から、いわゆる15年12月の答申の部分でのパブリックコメントのところは5ページに出ておりますが、例えば今日の志摩委員からの意見にも出ていますけども、後ほど説明するつもりでございましたが、担当部署の一元化等につきましては、今後10月1日に組織替えも予定していますので、そういう中でやっていきたいとかですね、いわゆる改善している部分も幾つかあるという状況でございます。

○佐藤会長：はい、ありがとうございます。組織の問題につきましては、何しろ合併の問題もあって、なかなか通常の状態とは少し違っていただいたのかなあというふうな感想をしておりますが、そうしますと残念だというよりは今後第1次審議会の建議なりに向けてさらに一層それを実現するようにやってもらいたいといったような、そういう表現になりますでしょうか。この点パブリックコメントについては2重下線の部分をそのようなことを含んで、書き換えをしていきたいと思っております。それでよろしいですか、そこはそういうことにします。

それから、その次のまた以下の段ですけど、市民参加手続の行われなかった事例が1件ということではありますが、ここはいかがでしょうか。条例の解釈上の問題ですけども、したがって場合によっては、今後とも同様な事例が出てくる可能性があるような気がしますが、その点で石黒先生何かご意見ありませんか。

○石黒委員：今、会長おっしゃられたように今後もありうることだと思うんですね。その時ここにあるように、担当課との事前協議とか研修とかで、仕組みを作って研修とかすれば、一定防止は出来るのではないかなと思います。私はこの部分につきましては特に異論はありません。

○佐藤会長：ありがとうございます。他の方もよろしいでございましょうか。それでは大きな2番目で情報提供ですね。前段の部分は予定日の公表が遅れているというのがあるということで、これもおそらく問題ないかと思うのですが、次の2重下線ですが「行政として市民参加手続を単に手続面からとらえるのではなく、市民参加のあり方の本質について再認識する必要があります。」ということになってございますけど、この部分は書いてしまえばこういうことになるわけですけど、辻委員からも深めるためには何か物足りないといったようなことが、パブリックコメントの方についてございましたけど、この部分もおそらく単に手続という所からではなく、という様にしますとちょっと物足りないのではないかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○辻委員：ここで下線のある部分をいれていただいた、つまり手続面からではなくて、市民参加のあり方の本質について再認識、認識という言葉使われていますが、答申原案に盛り込まれたことは、私にとりましてはかねがね中身はともかく、主張してきたことなので大変嬉しいのです。ただですね、それも情報提供というまさに手続としての項目の中に付け足して括られているというのが、ちょっと心配です。あるいは言葉失礼かと思いますが、直裁に申し上げさせていただきます。邪推すれば答申事項の2を受けての行政のアクションというのは、開催部の通知漏れをなくしますということでどうも終わりそうです。本質というならば単なる手続ではない筈です。じゃあ本質とは何かという議論は先ほどの議論と一緒に、今までも私なりに幾つかの視点みたいなものを提起してきたつもりですけど、いまそこに戻って、あるいは1次答申まで戻って、またここで議論し直すということは、物理的にも不可能であると思います。

ただそういう意味で、2の参加手続に対する情報提供という中で、手続面からとらえるのではなく、市民参加のあり方を本質的に再認識というより再検討なのだと思うのですけれど、それが、ここに入っちゃうのがいいのかなどうか。思い出しますと、この議論したとき会長からは場合によってはルールそのものが何年間かやってきたのだから、変えるところは変えないといけないんだという、私の視点の提起に対してそういうふうには受け止めていただいたという部分があります。そこらも含めて情報提供という中に入っちゃうのがいいのかなあというのが私の率直な意見です。それではどうしたらいいのかということをついでに申し上げますと、3として別建てにさせていただくと良いと思います。例えば今後の市民参加制度のあり方についてということで、行政としてその場合は認識ではなくて検討だろうというふうに思います。つまり、現状をただ認識するのではなくて、新しい進化に向けてどう展開するのかということをお考えしようというふうに、そういうニュアンスにさせていただくと、それ以上の議論こだわりは持ちたくないなというふうに思います。

○佐藤会長：はい、ありがとうございます。そうですね、おっしゃるとおりでございます、私も3というふうに建てて、辻委員のおっしゃる方向というか認識というか検討が必要だろうというようなことにした方がよいのではないかと思います。

それともう1点、おそらくかなり実質的な審議が第2次の市民参加制度調査審議会としての実質的な審議は今日くらいかと思いますので私から申し上げておきますが、この条例を作った段階では、とりあえず今回は手続的な条例である、市民参加といってもいろいろなことがあるので、それについては今後検討していった新たな別の条例なり別の制度を作ると、そういったことも視野に入っていますよというようなことでこの条例がスタートしたという経緯があったかと思いますが、その点の検討がちょっと少なくとも我々の調査審議会の中では、十分に行う時間がございましたので、そういった点を含めまして次期の審議会のほうにも投げかけておきたいなあと思っていたところでありますけど。ただそれが、今回の答申に書くのがいいのかどうかというのは、ちょっとまた難しいところでありますけど。3番にして辻委員の言う方向にしていけますと、また再検討ということになっていきますと、そういったニュアンスも入っていくのかなというふうに思いますので、その点も含めて3というふうにしてですね、辻委員のおっしゃるような方向でいいのかなというふうに思いますが、他の委員の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今申し上げましたことは、石狩市の市民参加手続の条例は全国的にも非常に注目されていまして、私が全然関係なく、ある関西の方の市にたまたま行きましたときに広報を見たら、行った日の夜にその条例を作るという検討の審議会があるというので、ひょいひょいと傍聴に行ったわけですね。傍聴に行きましたところ、その中に石狩市を含めたいろいろな条例が出されていたのですが、委員さんの中から石狩市の条例が一番良いというような声が出ましてですね、声には出しませんでしたけど、あやうく手をたたきそうになりました。とは言いますが、最初の条例を作る段階で検討された事項、まさにこの条例は手続というのを重視している、それ以外の市民参加の方法なりそういったことなんかについては、今後とも検討続けていきますよという部分が必ずしも充分検討されてこなかったというのは自戒も含めまして、私自身の反省を含めまして少しここで申し述べておきたいと思います。今後その点、合併をして新たな石狩市になっていきますので、そういった点についても十分な検討をしていただければというふうに思います。他にいかがでしょうか。

○服部委員：市民参加手続の方向としてですね、先ほどアンケートとかというのでも出しましたけど、そういうのに答えてくれる人を募るといって、何か市政モニターみたいな制度を作ったら良いのではないかなと思うんですけどどうでしょうか。

○佐藤会長：今はどうなのでしょう。

○事務局(加藤課長)：市政モニターは、残念ながらというか以前はあったのですが、現在は無い制度です。

○服部委員：決してその何人が募集して、こういう情報公開して意見を求めるそういう意見を求める、そしたら必ずパブリックコメントなり、それに対する意見が出てくるのではない



のかなと思うのですが、こういう審議会とか何かに出るのは大変でも、文書書いたりするのが得意な人もいると思うんですよ。ただそういうふうに出てこなくても、手紙で出すということが出来る人はいると思うんです。あと前にも言ったのですが、町内会をもっと利用すべきでないかなと思います。意見を集めることに関してですね。

○佐藤会長：はい、ありがとうございます。そういった手続面での新たな工夫について今回の審議会ではちょっと具体的なところまで踏み込むことは時間的には難しいと思いますので、次期以降の審議会での検討事項と、何と云うのでしょうかね。答申とは別に引継ぎというところとあれですが、そういったものも必要になっているのかなと考えておりますけど。あとで事務局とも少し相談させていただきたいと思います。

それでは、答申書の検討案資料1といたしましては、パブリックコメントについては、先ほど私が申しましたように第1次審議会での建議というのが必ずしも十分に実現されていないということ踏まえて、今後その実現の仕方について努力をしたい、といった形の文言を付け加えていくということ。それから2番目の情報提供については、下線部分については新たに3というふうを起こしていくということですね。

ただ、今ふと思ったのですが、2から2重下線の部分を落としてしまうと、「気運にないと言わざるを得ません。」ということで終わってしまいますので、何か市民参加手続について再認識する、手続というのはある内容を実現するためにあるわけですが、ここに書いているようなことであると思うのですが、そういった文言が何かちょっと最後2にもあったほうが良いかなという気がしてきたのですが、それも含めましてどうでしょう、「気運にないと言わざるを得ません。」というところで、ブツツと切っていいでしょうかね。何かあった方がいいですね。事務局とも相談したいと思います。何か意見があれば今伺いしておきたいと思いますが。

そして新たに3番として2重下線を活かし、しかも認識というよりもあり方について再検討していくというようなこと、あるいはそもそも条例ができた時の審議会でも検討されていた、あるいはそこである意味、市役所サイドからお約束と言っていいかと思いますが、した内容の検討ですね、そういったものについても今後検討していただいたいといったようなものを3番として起こすというようなことにしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでございますか。それでは資料1についてはそのようにしたいと思います。

また文書が出来ましたら皆様にお示ししますとともに、もう1度9月の終わり頃に審議会を開催する予定でございますので、そこで正式に決定して参りたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは続きまして資料2の部分でございますが、ちょっとご提案なのですが実は羽田委員がですね、もうひとつ別の審議会と1時間位かぶってしまったそうでありまして、しかしこの問題については羽田委員が相当強くといいますか良くご存知の部分でございますので、できればあと15分位すればいらっしゃるかと思いますが、ちょっと資料2の方は飛ばしまして、資料3の説明を先に事務局の方から伺いたいと思いますが、よろしいでございます

か。では、そのようにしたいと思います。

○事務局(加藤課長)：それでは資料3、これまでの答申及び提言に関する取組み、ここにつきましてはご報告が主になるかと思えますけれど、特に取組み状況及び方向、右側の欄でございますが、下から2つ目の4ページの下から2つ目の17年5月20日、23日の2日間全管理職を対象とした、いわゆる研修を行ったというところまでは確か前回の審議会の中でご報告をさせていただいたというふうに確認をさせていただきたいと思えます。それで一番下でございますが、皆さんから公募委員を掘り起こし、方法等いろいろ意見をいただきまして今年度、年度当初に公募予定の各審議会を一括して広報に載せまして、公募希望の登録をモデルとして行いました。3名の登録者があり、そのうち2名が現在審議会委員に登用されています。

5ページに変わりました審議会等の中で、一番上では審議会を性質・機能別に分類し、委員公募のあり方、委員選任区分、運営方法等についてのガイドラインの取扱いにつきましては、今年度中に何とかガイドラインを策定していきたいということで現在検討しております、出来ましたら行政内部の決裁を来月位までにもらいまして間に合えば次回にお示しをしていきたいと、ここの部分は考えています。

また、この同じ審議会等の中の3つ目の審議会委員報酬のあり方につきましては、所管といたしましては行政管理課のほうで委員報酬を一括担当しておりますが、今年度から行政改革の作業の中で現在先行して「集中改革プラン」というのを行政改革担当の方でやっております。その「集中改革プラン」の後に、ここに明記されています次期行革大綱、実施計画というものを進めていきますので、その中で検討していくというふうに所管の方から伺っております。

1番最後の市民意見の積極把握におきましては、先ほど若干説明させていただきましたけれど、10月1日の組織の変更の中で、広報、ホームページ、あい・ボードのそれぞれの担当を一元化できるように現在計画しております。それと6ページに入りまして、これは17年3月審議会等の答申で出た部分でございますが、いわゆるパブリックコメント等につきましては、現在関係機関の中で合議の中で、必ず担当部署に合議されるような仕組みを取り入れていまして実施をしています。資料3の報告につきましては以上でございます。

○佐藤会長：はい、ありがとうございました。この取組み状況及び方向について何かご意見ございますでしょうか。ちょっと私の方から6ページですね(3)のパブリックコメント手続の取組み状況及び方向の書き方なんですけど、何かこの書き方ですと現在アドバイスをやっているというふうになっていまして、我々の答申・提言というものが何か違っていたかのような、読み方を出来なくもない。少しぶっくらぼうではないかという気がしますが、他の委員さんどうですかこれ。つまりおそらく言わんとしていることは、こういう答申・提言を受けて、このように変えましたということなんじゃないですか。

○事務局(加藤課長)：そういうことを言いたかったのですけど。

○佐藤会長：そうですね、そういうふうに書いていただける答申を受けて、このように現

在では行うようにしましたとういのですと良いのですけど、この書き方ですと何かいやいやそんなことを言っても、ちゃんとやっていますよといったようなそういう表現。

○事務局(加藤課長)：表現を直していきたいと思います。

○佐藤会長：まあそういってしまうと他のところの書き方も、例えばそういう答申を受けてしたとか、あるいはそういう感じのことをもう少し表に出したような書き方にした方が良いというところが見つかるかもしれません。別にどこがどうだというわけではないのですが、ちょっと今すぐお気づきの方いらっしゃいましたらお話いただくとして、そうでない部分はちょっと私の方で事務局と検討させていただきたいと思います。申し訳ございません。よろしいですか。

他に何かございますか。よろしいですか、はいありがとうございます。資料3はそのようにいたしまして、実は資料4なのですが、これは先程の資料2と関係している所でございます。ちょっと飛ばしまして資料5ですね、これについて説明いただけますでしょうか。

○事務局(加藤課長)：資料5につきましては、前回の5月26日の傍聴の方からいただいた、意見感想等について記載しております。5点ほど載っておりますが、特に1番上1つ目につきましては、職員アンケートの中からの意見ということで、個人的な意見でございますので議会の方には出されていないというような、議会の方には報告していないということは申し添えておきたいと思います。傍聴者1の一つ目でございます。

○佐藤会長：前回のやつですね。

○事務局(加藤課長)：そうです。前回の5月26日でございます。

○佐藤会長：今日の資料の8ページの資料5。

○石黒委員：これは前回の傍聴者の意見、前回の傍聴者の資料の41ページの。それは出していない職員個人、議会議員を批判したような内容になっている。

○事務局(佐々木部長)：内容としてはですね、議会推薦の審議会委員の質の向上をお願いしたいと、例えば普段は何も質問しないのに市民の方が傍聴したときには饒舌になるとか、信号機設置に関して「何人か死なないと信号機はつかない」とおっしゃった委員などがいらっしゃるようで、まあそういったような意見だったのですね。そういうことをとらえて質の向上という意見だったのですけど。

○佐藤会長：それについて傍聴の方から、いやこれはちゃんと議会に意見として出すべきですという意見があったというそういうことですね。

○松尾委員：この部分って前回の審議会の中で何か発言ありませんでしたかね。議会推薦審議会委員の向上をお願いしたいということに関して何か意見出ませんでしたかね。

○事務局(加藤課長)：前回はありませんでした。

○松尾委員：自分で書き込みしているものですから、私何か言わなかったかなと思ひまして。していないなら良いのですけど、それだけではなく委員さんそれぞれきちんと審議委員としてやっているかどうかを、例えば自己採点もいいですし、他の人に見てもらってもいいですし何かした方がいいのじゃないかな、みたいなこと書いてあるのですね。なもんですから何

か言っていなかったかなと思ひまして。

○佐藤会長：議会、あるいは議員さんの問題だけではなく、ここの部分では後段では事前配布の資料に目を通さないでその場の思いつきで質問して、後からテープの削除を求めてくる委員がいるとか、そういうことを書いていますね、職員アンケートには、そちらを踏まえてかなと思うのですが。ただこれ議員さんのことをいっているのか、そうでない一般の委員のことをいっているのか、ちょっとこれだけではわからない。

○石黒委員：1番最初に議会推薦審議会委員の質の向上をお願いしたいということで、議会推薦審議会にこういう人たちがいると、そういうことなんじゃないかな。

○事務局(加藤課長)：参考までに松尾委員の前回の議事録を見ますと、審議会委員のことは確かにおっしゃっています。審議会の委員さんのことについては。

○松尾委員：私そこを見て考えたのかもしれませんが。それでごっちゃになったのかもしれませんが。

○佐藤会長：これも、まあ羽田さんが来てからのほうがいいかもしれませんが、ちょっと1番目どうしましょうかねこれ。今、議会には出していないというお話でしたね。

○事務局(佐々木部長)：そのところちょっとご説明しますと、これはあくまでも職員個人個人に対するアンケートでございまして、これをそのままの形で例えば職員のうちの1人がこういう意見を出したからということで、これたまたま議会ですがどこかの審議会の委員さんのことを仮に言われたとしても、それを個人的な意見をいちいち出すというのはいかがなものかなという判断でそのような扱いをしています。

○佐藤会長：なるほど。また、その議会推薦の委員の皆さん全員がそうだというわけでもないかもしれない、ということもあるかもしれませんがね。ただこの資料自体は公開されているわけですね。ですから、いずれどこかで目につくことはあるかもしれない。

しかしながら、改めて市役所としてあるいは場合によっては、本審議会においてどうするかということなのですが、そういったようなことをする必要はないのではというのが事務局の判断でありますけど。

○事務局(佐々木部長)：事務局としてはですね、相当主観的な意見が混じっていると判断しています。ですからこれを仮に言ったとして、何か建設的な展開があるのかなというのは正直言って疑問に思っています。

○佐藤会長：確かにここに書いてあることをそのままそうだとは当然いかないと思います。我々としても証拠がないし、どこどこがどうだと言えませんし何とも言えませんけど。こういうアンケートの資料が出ているということで良しとすると、良しとするということも変ですけど、という手もありますし、もっと一般化して、ただその議会選出の委員さんだけに言えるのかどうかというところ怪しいところがありますね。

○越智委員：でもそういう問題はね、何もこういうところに向けなくても、別に直接言ったらいいのでは、「ちょっとおかしいのではないですかあなた」と。後で終わってから。そのくらいの勇気がなければどうにもならないと思うんだわ。

○佐藤会長：こうおっしゃる職員の方がね。まあここはもう少し様子を見て、個人的な見解ですし、必ずしも一般化して全部が全部そうだと言えなさそうですし、議会に対して当委員会として何か申し上げるというのも難しいという所があるような気がいたしますが、いかがでしょう。なにか事務局から補足ありますか。

○事務局(加藤課長)：あの資料2の取扱いの部分について、資料4が補足の部分で、会議録のあり方と運営方法が出ているのですが、資料2の3番市民参加制度調査審議会の役割うぬんについて、これはあの羽田委員からではなくて、他の委員さんからも出ていたご意見ですから、もし時間の部分でありましたら先にみなさんから意見をいただいても良いのかなど。

○佐藤会長：それ今の傍聴者1の方の、議会への意見として出すというところに関連しますか。

○事務局(加藤課長)：ちょっと関連はしないんですけど。

○佐藤会長：そうですね、まずこれ片付けてと思って。では、この部分につきましては傍聴者の方からこういう意見がありましたけど、当審議会としてはそのアンケートに書かれていることの、客観性なりそういったことについて必ずしも明らかではありませんので、これがさらに大きな問題であり、あるいは多くの議員さんがそういうことであるということであれば、改めて検討するということがあって良いと思いますが、今回についてはそういった視点から議会に特に意見として出すということはないという結論でよろしいでございますか。

ではそのように取り扱いたいと思います。他の意見はお読みいただいたところでよろしいですか。傍聴者1の方の「職員もこの審議会を傍聴するのは良いのではないかと思います」というのは、これはありがたいお言葉でございますね。特にこの意見・感想について他になければよろしいでございますか。それでは、羽田委員もいらっしゃいましたので資料2の方に戻りたいと思います。これについて、事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局(加藤課長)：それでは3ページの資料2でございますが、第2次審議会の提言事項の論点整理、それで3点ほどあげております。1点目が会議録のあり方について、それと2点目が審議会運営の方法について、これにつきましては7ページの資料4に詳しい発言内容等が載っております。それと3番目に市民参加制度調査審議会の役割に関する事項といたしまして、以前からいわゆる評価についていろいろご意見をいただきまして、評価作業をもう少し簡略化できないかという、この3点についてご意見いただきたいと考えています。

○佐藤会長：はい、それでは1つずついきたいと思います。関連する部門につきましては、もちろん話がいくかと思いますが、ひとつ目は議事録のあり方です。これを統一的に定められるかどうかということですが、これについては資料4のほうですね。こちらの上のほうにこれは議事録から採取してきた発言ですね。意見がございまして。

○事務局(加藤課長)：諮問いたしましたときの前回の資料の42ページにですね、会議録の作成方法の調査結果というのが、一覧表が42ページに出ております。

○佐藤会長：それでは論点を絞りましていかないといけないと思いますが、市民の声を活かす条例第15条 議事録の作成について、「市の機関は審議会等の会議が開催されたとき、次

の事項を明らかにした議事録を作成するものとする」となっておりまして、次の事項というのは1から6までございます。最初が会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数、2番目が会議の議題、3番目が会議での検討に使用した資料等の内容、4番目が会議における発言の内容または議事の経過、5番目が会議の結論、6番目がその他必要な事項というふうになっております。

ただ最初にこの条例を作りましたときの市役所の説明のための文書の中には、会議における発言内容は、いわゆるテープ起こしにより発言内容を逐一書き留める方法、録音テープをそのまま議事録として保存する方法、要点だけを記録する方法などのうちから、審議内容によって最も適切な方法を選ぶこととしておりますというふうにコメントあるというか、我々の解説書にはそのようになっております。今日の資料の1ですね、むしろその議事録の保存方法なり表記方法について、今挙げました3種類というより、もっと統一すべきではないかというご意見であったかと思いたすがいかがでしょうか。

○羽田委員：遅れてきてすみません。この意見を言ったのは私です。前回配られた資料42ページの一覧表を見ていただくと、これほど全文筆記と要点筆記がバラバラになっているというのは分からなかったという部分がありました。ただ16年度から変えた図書館協議会とかございますけど、それまでも要点筆記であったということが、ちょっと驚きの審議会等もあって、やはりプライバシーに関わる部分にあってどうしても要点筆記しなくてはいけないところも多分あると思うのですけど。例えば、社会教育委員の会議も要点筆記ということになると、どういう基準で分けているのかということが分からないなあと、ちょっと思ったものですから、全部が同じ全文筆記にしなくてもある意味この情報公開で非公開でないものについては全文筆記でもいいのかなと思うものですから、このへんの議論は出来ないのかなとちょっと思いました。

○佐藤会長：なるほど、いかがでしょうか。

○椿委員：ちょっと事務局にお尋ねしたいのですけど。前回提示されました資料11の中で、石狩地区介護認定審査会が作成する会議録については、公開の区分では非公開。したがって会議録の筆記方法、その他各項目については斜線が引かれていて、要するに会議録の作成の対象から外れていると思われるのです。それで条例の第15条の議事録の作成についての項目があるのですけど、市の機関は審議会等が開催されたときは次の事項を明らかにした議事録を作成するものとするという形で、逐条解説によれば、その内容を開示するかどうかに関わらず、どのような経過を経て審議会等の検討の結論を導かれたかを明らかにする上で必要不可欠と考えられると解説しております。そうすると、この介護認定審査会については、この適用を受けていないと思われるので、あるいは新たに今度から受けることになったのかちょっと分からないのですけど、審査会であるから対象外であるという意味なのか、このへんお答えいただきたいと思いたす。

○事務局(加藤課長)：以前に確認したときには、テープで録音していると確認していたのですが、前回この資料を作るときに各所管からペーパーでもらった中には、そのテープでやっ

ているということではなくて、何もやっていないと上がってきているものですから、再度確認させてもらいます。ちょっと前回と現在違うものですから。

○佐藤会長：越智委員。

○越智委員：これは公開できないのではないのでは。

○事務局(加藤課長)：確かに公開はできないのですけど。以前公開しなくてもテープだけはとっているということだったのですね。いろいろプライバシーの問題があるものですから。

○佐藤会長：おっしゃるとおり、ただ非公開であっても、34番目の芸術文化スポーツ表彰選考委員会というのは、要点筆記をしてメモもして自前でやっていますよというようなことになっているわけですね。この公開の区分が非公開であっても、あるいはその2番目の表彰委員会もそうですね。その全く斜線が引かれるというのはおかしいのではないかというのが椿委員の指摘でおっしゃるとおりだと思いますが。

ちょっと、ここで暫時休憩を入れたいのですが、いかがでしょうか。はい、それでは休憩します。

( 10分 休 憩 )

○佐藤会長：お揃いになりましたので、再開させていただきます。事務局の方いかがでしょうか。

○事務局(松儀主査)：介護認定審査会事務局に確認したところ、テープの録音で議事録として保存していることが確認できました。こちらの表の記載方法の誤りでしたので、テープ録音の所にマルがつくというかたちで出来れば訂正していただければと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤会長：そうしますと、会議録作成方法は自前ということになるのですね。ほぼ自動的に筆記はしていないということですね。

○事務局(松儀主査)：そのとおりです。

○佐藤会長：じゃあそこは空欄になるということですか。ということのようですが、それから確定方法はこれも自動的に事務局一任というところにマルがつくことになるのでしょうかね、いいですね。もう一度申し上げますと、会議録筆記方法の欄の所はいずれも空欄、会議録記録方法のところはテープ録音に所にマルがつく、メモは空欄、会議録作成方法の所には自前の欄に黒マルがつく。会議録確定方法については事務局一任という所にマルがつくというように変わるということでございます。椿委員よろしいですか。ありがとうございました。

さて、話をもう一度元に戻しますが、第15条のところの説明がありました、3種類あるとこのように出てきていますけど、これをどうするかということなのですけどいかがいたしましょうか。羽田委員の方からは非公開のものはともかくとして、公開になっている委員会については全文筆記というような形にした方がいいのではないかというご提案なのですが。

○椿委員：私もそういうふうに思うのですね。審議会と同じレベルで行われる権威ある会議ですから、作り方がまちまちというのは本来的にはおかしいのではないかと思うのですね。公開されるされないとか一部公開するだとかそういう内容はともかく、やはりきちんと作成

されるものは作成されないと、と思います。したがってそのための統一的な基準が必要だと思うのですね。その際、全文にするか要点にするかというのは、その必要の度合いによってなってしまうと、従来とそう変わらないことになるのかと思います。ただ基本的にやはり全文が一番問題ないのではという感じがします。要点筆記は要点のつかみ所を間違えると、本人はこういうことを言ったつもりはないということになりかねないのですね。そういった意味からもちよっと手間かかるかもしれませんが、少なくとも公開、原則公開の部分に関しては、全文とした方が良くと思います。

○佐藤会長：はい。越智さん。

○越智委員：事務局にお聞きしたいのですが、例えばこの間送ってきたこれですね、これはおたくの方でテープから起こして作っているわけですか。これなんか出来ないところは業者なんか頼むと結構いい値段するんでしょ、テープからおこすと。市のどの部分に関してもテープから起こすということで、作る能力というのはあるということですね。

○事務局(佐々木部長)：時間さえかければ出来ます。以前は外注していたのですが、今こういう財政状況ですので、外注しているところはほとんどないと思います。ある意味全文筆記ということになりますと時間的コストというのは、かなりかかってくることは覚悟しなければならぬ状況だと思います。

○服部委員：会議録の確定方法なんですけど、これ見ますと事務局一任というのが多いですね、やはりいくらテープにとったからといって、さっきも言っていましたけど要点筆記の場合言っていることと違うということはあると思うので、全員の確認ないし会長とか副会長とかの最低確認は必要ではないかと思うのですけど。そのへん統一されるべきかなと思います。あとテープで録音するのでしたら、それがひとつの議事録として見ても良いのではないかなと思うのですけど、そのへんはどうなのでしょう。

○佐藤会長：条例上はそのようになっています。

○服部委員：なっていますよね。ですから要点筆記であっても委員会によってはいいと思いますけど、委員会の性格上からいうと。要するに確認が必要ではないかなと思います。出席者の。

○佐藤会長：この今の第1点目については、おそらく会議の筆記の方法についてご意見ですね。ですからこの前回の資料11でいいますと、1番左側にある欄、そこで要点筆記となっている中に、公開されているものなのに要点筆記になってしまっている所があるということが問題であるというご意見だと思います。非公開の部分については要点筆記であっても、いたしかたがないのではないかなというようなご意見ではなかったかなと思います。今お話の会議録の確定方法については、これまた若干別の議論ですので少し最初に会議録の筆記方法のところに決着をつけてから。

○服部委員：すみません。これ両方書いてあったので。

○佐藤会長：確定方法もそうですね。まず、筆記の方法について決着をつけてからだと思いますけどいかがでしょうか。



○松尾委員：やはり基本的には全文筆記の方が良いことはこれ当然だと思うのですね。ただ、様々な理由でどうしても要点筆記でないといまづいというセクションも、もしかするとあるのでしょうかね、よく分からないのですけど。ある場合には理由によっては対応しますということはどうなのでしょう。基本的には全文筆記のほうが良いのではないかなと私は思いますが、

○辻委員：ちょっと皆さんの意見の方向と逆かもしれませんが、実際に全文テープを聞いて原稿起こすというのは実は相当の時間のかかる仕事ではないかなと考えるのですね。ですから確かに全文が残るとするのは非常に良いだろうと思うのですが、ただそのコストを考えますと議論の過程が非常に大事なものと、それから色々議論の過程があっても結論がきちんとみんなの合意の中でできれば結論でいいものという大事なもの、多分審議会の性格によって違うのではないかという感じがするのですね。言った言わないといった問題は、むしろテープを全部残しておくということで、多分カバーできるんじゃないかと思うのです。

私の今の気持ちとしては、ここで当審議会の意見として、全部の審議会などが記録を全文筆記しなさいという勇気がもてないというか、仕事が随分増えるのではないかなという気がします。じゃあどの委員会がとはずぐには言えないのですが、今ここで1つずつ検討するというのではなく、事務局の方である程度検討していただけたらいかがでしょう。なんか全文筆記と決めてしまっただけではコストが増える、大変だろうと思います。

○佐藤会長：ありがとうございます。資料2の方、諮問とは若干異なる建議の方になるかと思いますが、そちらの方では少なくとも議事録の作成方法が十分に統一されていないように見えるということがあると思いますね。それをどうすべきかというところなのですけど、今辻委員のお話がありました、分け方として検討のプロセスが非常に大事な審議会については全文筆記をするというのが望ましいけれど、結論が重要であってそれに至るプロセスは必ずしもそれほど重要でないと思われるものについては、要点筆記になっても構わないかというご意見は非常に良い1つの分け方としてですね、ありうるかと思います。

ただ、どれがプロセスが大事で、どれが結論が大事という、これまた個別に検討するのはちょっと今回は難しいですけれども、例えばそういった何らかの現在の条例の説明資料では、「審議内容などに応じて最も適切な方法を選ぶこととしています」ということになっているわけですが、その部分をもう少し何か基準、今辻委員が言われたようなことも1つありますが、そういった基準で会議の議事録筆記の方法について検討するよう求めるということがありうると思います。

○羽田委員：さっき言った要点筆記になってテープを起しているというところがほとんどなんですけど、要点筆記がメモであるということが教育委員会に非常に多いのですよ、桑島さんの顔見て言うわけではありませんけど。教育委員会が多いというのは理由があるのかなと逆に思ってしまったというか。だからテープで残っていれば後で何かあっても確認することができますよね、でも要点筆記でメモであるということが良く分からない。

だから、原則公開でという大きな括りで言ったのですけど、それは検討の中で要点筆記が

どうしても相応しいとなれば、私もそのことをのむことは可能なですけど、こういうふうになるとどちらかで保証されていれば、テープなどおこさなくても、テープが残っていれば良いというのがあるんですけど、要点筆記でメモであるというのが良く分からないのです。

○佐藤会長：それは第2の論点として次に出そうと思っていました。全文筆記となればその場で衆議院とか参議院とかのように、速記者を雇ってというのがありますが、これはあり得ないので、全文筆記となると当然テープに録音されると。一方要点筆記となると、テープ録音されていないのがあるということなのです。

次は記録筆記の方法については、全文筆記にするかそれとも要点筆記にとどめるかというのは、それぞれの会議の性質によって、区分けをする方法を検討してもらおうということにしまして、記録方法ですけどもテープの録音がないところがあります。これは非公開でテープの録音がないというのは分かるのですが、公開されているのにテープの録音がない石狩市防災会議ですとか、原則公開の教育委員会の場合も、原則公開で社会教育関係のものがテープの録音がないというのがあるんですけど、これは確かに何でだろうという感じがします。何か事務局でお分かりですか。

○事務局(加藤課長)：正直な話、こういう放送施設といいますが、あるところ以外の小さな部分でやれると僕は思っているのですが、長年の慣習ですか。

○越智委員：難しいですよ、こういう設備があるから出来るけども、普通何も無いところでやれといったら、音は抜けたりテープはおかしくなったりとても大変です、後で。私、家電屋だったから良く分かるんです。簡単にいかないですよ録音というのは。

○事務局(松儀主査)：1つの審議会だけ理由を聞いたことがあります。防災会議というところで、これは諮問機関ではないということで17年度から審議会等から外していますが、あえて言わせていただくのですが、その防災会議は実は事務局から資料の説明のみで、ほとんど意見交換がない状態なので会議を録音する必要がないと事務局では言っておりました。

○佐藤会長：なるほど、まさか教育委員会もそうだったわけではないと思いますけど。

○桑島委員：よろしいですか。社会教育課なので、ちょっと気になっているのですが、今現在実際に担当者に確認してみないと、そのテープが現実にあるかどうか申し訳ないのですが、確認していないのですが、テープはとっています。例えば、社会教育課の所管のものがそうなので他も多分そうだと思うのですね、教育委員会関係は。ただですね、テープを起こしながら要点を筆記して、その上でテープをフルに残しているかというところの判断なんだろうと思います。少なくとも社会教育課はテープをとっていました。

先ほど越智さんが言われたように、本当に小さな録音機を使っているのだから遠くにいる方の声が入っていなかったり、ぼそぼそと話される方とかいろいろいますよね。そういう部分が欠落していたりする可能性はありますが、全くないわけではないです。一応はとっているわけで、それは例えば所定の期間きちんと保管しているかというところで、それでこういう書き方になっているのかと思います。

○佐藤会長：そうしますとこの部分は、要点筆記・全文筆記は先ほどのようなことである

にしてもテープの録音についてはきちんと残しておく方向で検討する、どうしても無理だというのがないのか。先ほどの防災会議のようなことになるとテープ代が無駄だということになるのかもしれませんが、だから全部残しておけというふうには言えるかどうかですけどね、残す方向で検討しなさいというのでどうでしょう。

○越智委員：いいですね。それといいですか。その言った言わないが生き死に関係するわけでもないですし、やはり要点をまとめてですね、ある委員会・理事会なんかもそうですけどね、あの議事録署名という、後で全部見てボンとハンをおして終わる。それで済ましているところ沢山ありますよ、そういう方法だっていいと思うのですよ。ここであれば会長・副会長が署名してあればそれでいいと思いますし、ここは全文だから、これが例えばメモだとしても、そうすべきだと私思いますよ。

ですから、委員会なり審議会の性質によって使い分けてやったほうが良いと思いますよ。後でそれ誰かが見ると言たって、本当に見るかどうかわかりませんがね。大体その時で決着したらずっといきますからと思います。

○佐藤会長：いずれにしても、テープを残す、テープ録音を残しておくというのは、必要なような気がしますけど。ただ残せというのも難しいのかなという部分もありますし、先ほど言いましたように、できるだけ、なるべくテープ録音を残していくというような方向で検討してくださいということにしてはいかがかと思うのですがどうでしょうか、これちょっと表現が難しいのですよね。

○越智委員：出来る限りで良いのではないですか。

○佐藤会長：出来る限りにするとしますと、今やっているところも出来る限りでいいのかと、止めてしまうところが出てくる可能性がある。現在テープが録音されていないところについてはというような感じでいきますかね。

○石黒委員：されていないところについても。

○佐藤会長：ついてもだそうですね。そこはそのように、ただ残せというのではなくて、ちょっと検討してくれというふうには書くということではいかがでしょうか。よろしいでございますね。

それから会議録の作成方法、これはまあどちらでも構わないと思いますが、確定方法についても、やはりまちまちであるというのはこの表を見れば一目瞭然ですね。今、越智委員からございましたし、先ほど服部委員の方からありましたけど何らかの確認が必要ではないかと、事務局一任というのは安易にすぎるのではないかとということでありました。この点はいかがでしょう。これは少なくとも会長に確認していただくという、今、越智委員言った方法を取るということになると何か問題があるのでしょうか、いかがですか。

○事務局(加藤課長)：それでよろしいと思います。まず会議録の部分は前後しますけども、今日いろいろと皆さんからお聞きして、ある程度次回までにお聞きした案をまとめ、そういうかたちでまとめていきたいと思います。

○佐藤会長：議事録確定方法についてもここに問題になっていますので、それをなんらかの

かたちで建議をするという場合に、例えば少なくとも会長の確認を要するようなかたちに改められないかというようなことを書くとしたら問題があるでしょうか、ということが私からの質問なんですけど。

○事務局(加藤課長)：特に問題はないと思います。

○佐藤会長：なければどうでしょう。

○羽田委員：わたくし今、図書館協議会終わってやってきたんですけど、市民参加制度調査審議会の議事録は全員で確認して最終原稿というか最終版の議事録は会長のハンが押ささって日付が入ってくるのですね。これで最終の版だというのが確認できるのですけれど、協議会のほうは全くそういうのがなかったものですから、確認はされるけどないと。皆でどっちが最終だったのだろうという話になって。今回は、会長のハンコをこれからは押すということで。これからはそういう話を協議会の中で議論になったんですけど、一応全員確認しているのにそういう単純な作業なんですけど、そういったことは他の所管に行き渡っているのかなと、こういうこと本当に書類の整理上の問題だけなんですけど、言わないとほとんど気が付かないのですね。

○佐藤会長：これ会議録確定方法というのは4つ欄がありますけど、我々のこの審議会は委員全員の確認という所にマルがついているだけで、会長がサインしたということは出ていないですよ。これ、委員全員確認の上、会長というか署名委員でもいいんですけど、誰かが最終確認しているという欄をもう1個設けられませんか。

○服部委員：備考に書いてほしいですよ。備考の所に、会長署名による確認と書いているから、こういうふうに書いて欲しい。

○佐藤会長：備考がいいのですかね。

○服部委員：国民健康保険運営協議会のところみたいに書いたら良いのではないのでしょうか。

○佐藤会長：どうですか、これは全員確認しているわけではないのですね。会長と署名委員が確認して終わりということですから、ここは全員が確認していないということだと思います。全員が確認した上で、会長なりが最終確定でサインをするというカテゴリーを1つ作るか、書き込むか。

○越智委員：1件1件皆で確認して会長がハン押すとなったらこれまた手間だよ、

○佐藤会長：現在この審議会はそのように行っています。少なくとも備考欄に書いて欲しいな。

○事務局(佐々木部長)：委員全員の確認と会長のみの確認の両方にマルつけて、備考欄に委員全員で確認したあと会長が最終確認したというふうに書きます。

○佐藤会長：行政改革懇話会なんか委員長がちゃんと確認していますよね、最後に。

○辻委員：全員の確認はしています。署名までは記憶はありませんけど、多分しているのではないかな。

○佐藤会長：今の方式で会長確認のみと書いているのを、のみを消して会長確認とすると、やっていけばそこにマルをつけられるからいいんじゃないですか。両方やっていけば両方マ

ルをすると、ちょっとそれでこの表もう一度調べ直して作っていただくことにして、そのうえで委員全員が確認した上で、会長なりが確認するというのが望ましいのでそういった方向で検討するようにと提言するのではいかがでしょうか。そして、少なくとも事務局一任というのは避けてそれぞれの審議会の特徴によるでしょうから、会長なり、しかるべき委員が確認するというようなことで検討していただきたいというふうな建議にしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは1番はそのようにしまして、2番運営方法、予算の都合なのか、なんだかわかりませんが、回数増が認められなかったというようなことがありました。これも資料4の所でその部分についての発言が引用されています。これはいかがいたしましょうか。まあこれおそらく、その審議会の開催回数を増やすことが出来ないということについて、事務局サイドが十分な説明をしなかったということだろうと思うのですね。要するに納得するような説明がなかったと。

○羽田委員：私は調査会の問題より市行政の市民参加に対する姿勢というか、それが良く原部の方に伝わってなかったのかなと思っています。このこと言ったのは私ですけど、結局委員の中から話し合ってもう一度必要だということで、今日それでバッティングしているんですけど1回開きましたけど。要するに行政の担当者の方でそういう認識がなかったということが元々市民参加、行政における市民参加を進めるうえでの、要するに邪魔になっているそういう部分があったのかな。そのことを内部のほうできちっと話し合っただけならば、それは自発的な委員がいる所といない所といろいろな審議会や協議会あると思いますので、そういうところでお任せする以外ないのかなと、職員側の方の問題かなと思っています。

○佐藤会長：そうですね。職員側の問題なので、ですからある審議会の方の意見がこれについてはもう一度日を改めて審議したいといっているのに、事務局サイドが予算措置がなされていないとか、それほど重要な問題でないからやる必要ないといったような印象の説明を行ったと、ちょっと言葉を濁していますけど。そういうふうに受け止められる説明を行ったということだろうと思うのです。もし、審議会の方の委員がもう一度と言うのであれば、それは出来るだけ審議をした方が良く決まっていますので、今すぐパッとまい表現がここをどうしたら良いか見当たらない、思いつかないのですけれど。

○事務局(加藤課長)：やはり今羽田委員が言われたとおり、内部的な問題というか姿勢の問題だと思うのですよ。事務局はどうしても予算というのがありまして、予算主義というわけではありませんが、ただどうしても審議会の過半数以上の委員さんが、もう1回必要だということになると、課の予算もありますけれど部全体でどうなのか、部で持っている予算で流用出来るか出来ないか、という担当者の発想といいますか。例えば、補正予算で組んでどうなのかとかというようなこれは内部的な問題ですが、いろいろな手法を考えた部分で望むかどうかで、基本的には委員会の中でもう1回必要だということが多数であれば、そういうかたちで我々も進めていかなければいけないと考えています。

○佐藤会長：おっしゃるとおりですが、さて建議として、それをどう文章化するかというこ

とになると思うのですけど。

○事務局(佐々木部長)：今回の問題はですね、要するにどういう場合に審議会の回数を増やすということを、職員が考慮しないとだめなのかということが曖昧だったからだと思うんですよ。羽田委員のお話を伺っていると、委員の中の数名の方がもっと回数を増やしたほうが良いというようなご意見をおっしゃったということだったんですけど、それはその審議会全体としてどうだったかというようなあたりが曖昧だったということもあって、職員の方ではつれない返事をしたのかなあという気もしないでもない。

ですから、考えていくとすれば、審議会としてのそういうことについての意思表示の方法ということについて、かっちりと決めるべきだろうといったようなイメージかなと思っていたのですけど。

○佐藤会長：そうですね。

○羽田委員：別に反論する気はないのですけど、唯一そのことをひとつ言ったのは、諮問・答申がないという市民参加制度の中で、やはりこれも図書館協議会のことですけど。例えば、何々の審議をするとそういうことを諮問しますと、答申を出して下さいといったような明らかにはっきりしたものについて、市民参加があって職員の人達はそのことが分かると思うのですけど、要するに常設されているものというところで括られて、「あなた方に諮問した覚えはない」と言うわけですよ。

だから、この市民参加制度は何なのか、例えば常設されているものは私は市民参加にあたる部分なのだと思うのですけど、前回行政管理課長の細川さんも、あれは市民参加にあたる職員自らおっしゃって下さったので意を強くしているのですけど。やはり、その発想がそもそも違っているのではないかなとそれを言われると、市民というのは弱いものですから、大体理不尽なことと言われても、「はい分かりました」とのむのが市民ですので、そのへんのところだと私は思っているのですけど。

○事務局(佐々木部長)：今の話、諮問・答申がないというのは職員側がどういう意図で使ったのかということは正直言って良く分からない。ただ図書館協議会に限って言いますと、諮問に対する答申をするだけではなくて図書館運営に関する建議の機能を持っていますから、その話をすれば諮問・答申をしていないから話さなくてもいいですということには多分ならないと思うのですよ。ですから、やはり問題になるのは、要はどのようなルールで例えば審議会の回数の増加を要求するのか、そのあたりではないかなと思います。やはり最終的な私たちのイメージではあるのですね。

○佐藤会長：そうですね。条例の中で審議会等というのが11条から15条まであるわけですけど、審議会の開催について特に統一的なのはこの中にはないのですね。当然、それぞれの審議会がそれぞれの審議会の開催について検討して必要な審議会の回数を行うであろうという想定にたって作られているので、わざわざ条例で回数いくらにしろとか頻度をどうしろというのは、入れられないというようなこともあったかと思えます。改めてこのような問題が出てきますと、さてそのあたりをどうするかということを検討しなくてはなりません、な

んらかのかたちで羽田委員のご意見を活かすようなかたちで、建議を行いたいと思うのですが、その建議となれば、ある特殊な事例を取り上げてどうこうというよりは、一般的な文言として、かくかくしかじかというようなことにしなくてはならないかと思います。

その点について、今日すぐ私の方もアイデアございませんし、おそらく事務局サイドもすぐ何かが出てくることはないと思いますので、少し検討させていただきたいというふうに思います。皆さん方の中にもこういうのが良いのではないかというようなことがございましたら、事務局の方にお知らせ願えればと思います。また出来るだけ早く検討しまして、何らかのかたちで皆さん方にお知らせして意見を聞いた上で、次回までに文言をつめまして、この点についての審議をお願いしたいと思いますがそういうことでいかがでしょうか。

○越智委員：結構です。

○佐藤会長：羽田委員にも、もちろんご相談します。では、この点は今すぐ素案が得られないものですからそのようにしたいと思います。3番目でございます。役割についてですが、これは条例・規則に反している事例を評価しようがないという意見があったけれども、評価作業を簡略化する、おそらくこの後の方ですね、評価作業を簡略化することについてということなのですが、これはちょっと意図が良くわからないのですが。

○辻委員：私が発言をしたことと関連いたします。そのことを取り上げていただいているのだと思いますので、この点について意見を言わせていただきます。先ほどの答申の項目立てと関連しますが、私は市民参加制度審議会の役割は単に手続きの評価だけではなく、今後の行政と市民との関係を展望しながら、市民参加の進化のあり方についても検討を進めること、それは役割ではないかということをお願いして幾つかの論点なり観点を提供してきたつもりでございます。そういう話の中での発言でした。

そういう立場から申し上げますと、これが論点整理の中では、評価作業を簡素化したら良いということに、矮小化されていると感じます。評価の簡素化を議論することについては、私は反対ではありません。ただしそのことをもって、今までいろいろ論議されてきた今後の審議会の役割の検討の中身の維持、あるいは集約のような誤解を生むことが私はちょっと辛いなあと。

したがって、この項目立てには抵抗があります。そこで提案なのですが、評価の簡素化として今まで議論してきたこのことについては、評価の簡素化として表現する。しかし、そのほかもっといろいろな議論がありましたから、それらの内容につきましては、先ほど議論された答申第3項と関連させながら、当然今後検討されていくものだと思いますので、その中で検討を進めていただいたら良いのではないかと思います。この3の項目は運用評価の簡略化について、としていただければ、はっきりするのではないかなと思います。内容は明らかに条例規則に反している事例の評価について評価作業を簡略化するというにすることにする。

じゃあ簡略化とは何かと端的にいうと、事務局から状況とその内部的受けとめ方を報告いただいて、その報告について審議会として承認するかどうかという、そういう作業になるのではないかと思います。中身は今後の問題として、ちょっとここの表現と中身のギャップが

ある気がします。

○佐藤会長：良くわかりませんでした。条例や規則に違反している事例を評価しようがないということはないということでしょうか。

○辻委員：こういう表現は言葉遣いが間違いだと思います。本当の趣旨は、そういう評価ばかり何回もやってもしかたがないのですという意味のことを申し上げました。

○佐藤会長：なるほど、例えば開催日程をですね、さっさと知らせないということについて、もっとちゃんとしなさいとかですね。

○辻委員：そうです。パブリックコメント何回やって、何回がゼロだったという報告を受けてですね、それはだめですねという議論をずっと続けていても仕方がないという。

○佐藤会長：仕方がないと、なるほどなるほど。

○辻委員：でも、それはやはりルールとして必要ですから、簡略化して評価は必要なのでしょう。ただそれが、この審議会のほとんど全ての仕事にしてしまうのはどうでしょうかということなのです。

○佐藤会長：それはむしろ、そういうことであれば、ここの3はむしろなくして、先ほどの資料1の方で付け加えた3の方に、そういった主旨がだいぶ盛り込まれるかと思しますので、そちらでいくというのはいかがですか。

○辻委員：発言した私としては全く異論ありません。

○佐藤会長：あるいは、むしろ先程資料1の方で3としましたけど、それをこちらの建議の方に持ってくるという手もありますね。その方が座りがいいですかね。諮問に対する答申というのは先程の資料1の方で検討しました3の項目というのは、諮問に対する答申というよりは建議の方に近いですね。

すみません、先ほど資料1終わったようなことになりましたけど、少し戻しまして資料1の方で3というふうにすることにしました市民参加手続について、もう一度再検討する必要があるというようなことについての、中身をむしろ資料2の方のいわば建議の方の提言事項の方に移すと。そして、現在の資料2の3に書いてあるようなことは、その中に包含するというような形にするということではいかがでしょうか。大丈夫ですね、そのようにしたいと思います。資料2については若干資料2の提言の部分について、文言を調整いたしますのと3についても同じようにいたします。そういったことを含めて次回の委員会までに、その文言を事務局とつめて参りたいと思いますのでご了解をいただければと思います。

#### 4. その他

○佐藤会長：そこで、今日はこれで良いのですよね。次回の日程であります。既に前日もご説明があったと思いますが、合併の審議との絡みで9月いっぱい現在の石狩市は終わるといわけではないのですが、また10月1日から変わった形になりますので、事務局としては9月いっぱいに答申をいただきたいということでございますし、私どももいたしましても、確かに新しい市というよりはあえて旧市と言った方がいいのでしょうか、その旧市のところで区切りをつけることもよろしいのではないかと思いますので、そのようにしたいと思います。



がよろしいでございますか。

そうしますと、それについて日程でございますが、副委員長とも調整しましたところ、9月26日月曜日が会長、副会長としては最も都合が良い、夜です。皆さん方いかがでしょうか。あまり多くの方がいらっしゃらないということであれば変更を考えなければいけません、よろしいですか。それでは次回は9月26日月曜日夜6時半からにしたいと思います。

5. 閉会

○佐藤会長：他に何か委員の皆さん、あるいは事務局からありますでしょうか。よろしいですか、それでは長い間ご審議ありがとうございました。第2回目の石狩市市民参加制度調査審議会をこれで終了します。どうもご苦労様でした。

2005年9月26日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会  
会 長 佐 藤 克 廣